

## 印西市立西の原保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたにすべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	印西市
所 在 地	印西市大森2364-2
電 話 番 号	0476-42-5111 (代表)
代 表 者 氏 名	印西市長 藤代 健吾

### 2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	印西市立西の原保育園
施設の所在地	印西市西の原三丁目7番地
連絡先	電話番号 0476-45-0221 FAX 0476-45-0181
管理者	園長 鈴木 美智子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
定員	3歳以上の児童 77人 1歳以上3歳未満の児童 34人 0歳の児童 9人
開設年月日	平成6年4月1日

### 3 目的・運営方針

印西市立西の原保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、入園する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入園する乳児及び幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、入園する乳児及び幼児の家庭や地域との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	3021.52 m <sup>2</sup>
	園庭	1060.85 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄筋コンクリート構造 2階建
	延べ面積	883.76 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児 (ほふく室含む)	2室	ひよこ組 (0歳児クラス) あひる組 (1歳児クラス)
保育室	4室	うさぎ組 (2歳児クラス) りす組 (3歳児クラス) ぱんだ組 (4歳児クラス) きりん組 (5歳児クラス) 各1室
遊戯室 (ホール)	1室	
調理室	1室	

#### 5 職員の設置状況

職種	職員数	職務内容
園長	1名	特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行う
副園長	1名	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容について他の保育士を統括する
保育士	18名以上	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う
保育補助者	若干名	保育に従事し、保育士の職務を助ける
看護職	1名以上	子どもの健康管理と衛生管理、健康・安全に関する事務を行う
給食従事者	4名以上	保育幼稚園課の栄養士が作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する

当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日千葉県条例第85号）」の定める基準を遵守し、保育を実施する上で必要とする職員配置基準を下回らない人数を配置しています。また、園児数により職員数が増減することがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は休園となります。その他、市長が特別に必要であると認めるときは、保育園の休日を変更することがあります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### （1）保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時（土曜日は17時）までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

### （2）保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時（土曜日は17時）までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

## 8 保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

## (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
3歳児		11時30分頃	15時30分頃	
4歳児		11時30分頃	15時30分頃	
5歳児		11時30分頃	15時30分頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## (3) その他

当園では、印西市一時預かり事業実施規則に基づき、一時預かり事業を実施します。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。お支払方法は、原則口座振替となります。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。納付方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 入園する乳児及び幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 1 1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	清宮クリニック
医院長名	清宮 康嗣
所在地	印西市西の原3-12-1
電話番号	0476-33-3077

### (2) 歯科

医療機関の名称	高花歯科クリニック
医院長名	荻原 弘樹
所在地	印西市高花5-2-1
電話番号	0476-46-8241

## 1 2 緊急時の対応

- (1) 大きな地震や災害などの場合、保護者の方に迎えに来ていただくことを原則としていますので、ご協力をお願いいたします。
- (2) 状況により避難場所を移動することがありますので、表示等をご覧ください。
- (3) 園で事故等が起きた場合は、応急手当をし、保護者の方に連絡いたします。状況に応じて、園医または近くの医療機関・かかりつけ医等、保護者の方と相談の上、受診先を決定します。

## 1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園の ご利用相談窓口	・受付担当者 副園長 ・解決責任者 園長 ・ご利用時間 8:30～17:00 ・電話番号 0476-45-0221 FAX 0476-45-0181 担当者不在の際は、当園職員までお申し出下さい。
----------------	---

#### 1 4 非常時災害の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテンの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

#### 1 5 利用者に対するの保険の種類・保険内容・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	登降園時、保育中での事故に対応
保険金額	240 円

※詳しくは、別途配布する「災害共済給付制度」のお知らせをご確認ください。

#### 1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 別表

### 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

なし

### 2 延長保育に係る利用者負担金

#### (1) 料金単価

30分あたり日額100円

※金額は1日を単位として算出し、30分未満は切り上げます。

#### (2) 料金の納付方法等

月単位で集計を行い、原則として、利用月の翌月に保育園保育料の引き落としを行っている銀行口座から延長保育料も引き落とす予定です。

#### (3) 上限設定

1月あたり、乳児・幼児1人あたり2,000円(第2子は1,000円)を上限とします。

#### (4) 減免等

次に該当する場合は、保育料を減免等します。

##### ① 多子軽減(第2子半額、第3子以降全額免除)

※「多子軽減」は、同一世帯から2人以上の就学前児童が幼稚園・認可保育園等を利用している場合に適用します。

##### ② 保育料算定における第1階層該当者(生保受給者等)は全額免除

##### ③ 保育料算定における第2階層該当者のうち、母子家庭・父子家庭・在宅の障害児(者)がいる家庭は、全額免除

##### ④ 上記以外で、市長が、特に必要があると認めるとき

### 3 給食費(3～5歳児)

#### (1) 料金単価

月額5,100円

#### (2) 料金の納付方法等

原則、口座振替となります。

#### (3) 免除

次に該当する場合は、給食費を全額免除します。

##### ① 多子軽減(第3子以降全額免除)

※「多子軽減」は、同一世帯から3人以上の就学前児童が幼稚園・認可保育園等を利用している場合に適用します。

##### ② 前年(4月分から8月分までの給食費の場合は前々年)の収入が360万円未満相当の世帯に属する児童

#### (4) 一定期間の停止

給食の提供を1か月以上停止したいときは、前月の初日までに印西市立保育園給食提供停止申出書を提出してください。